

幸手市教育委員会教育部学校教育課公式ソーシャルメディア運用方針

1 目的

幸手市教育委員会教育部学校教育課が公式に運用するソーシャルメディア（以下、「幸手市学校教育課公式ソーシャルメディア」という。）は、学校教育に関する情報を発信するとともに、児童生徒の資質・能力の育成及び保護者等への啓発に資することを目的とする。

2 運用する幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアの種類

ユーチューブ

3 アカウント名、アカウント運用者

(1) ユーチューブアカウント名

幸手市教育委員会学校教育課公式動画チャンネル

(2) アカウント運用者

幸手市教育委員会教育部学校教育課

4 情報発信の内容

(1) 幸手市学校教育課が開催するイベントなどに関する情報

(2) 幸手市学校教育課が実施する事業などに関する情報

(3) 幸手市内小中学校の取組や魅力などに関する情報

(4) その他幸手市の教育に関する情報

5 運用時間

原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に不定期に投稿する。ただし、状況等により、上記時間帯以外に投稿することができる。

6 コメント等への対応

幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアは、情報の発信を主な目的としているため、利用者からのコメント及びメッセージ等に対しては、原則として返信等の個別の対応は行わない。ただし、学校教育課長が必要と認めるときは、この限りではない。

7 禁止事項

幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアは、利用者による次に掲げるコメント及びメッセージを禁止し、学校教育課長がこれらに該当すると認めた場合は、利用者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除、又はアカウントのブロック等を行う。

(1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権など当市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 幸手市学校教育課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 幸手市学校教育課の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、幸手市学校教育課が不適切と判断した内容及び情報、並びにこれらの内容を含むリンク等

8 個人情報の取扱いについて

幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアにおける個人情報の収集、管理及び利用に関しては、幸手市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うものとする。

9 免責事項

- (1) 幸手市学校教育課は、利用者が幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアの情報を引用して行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 幸手市学校教育課は、ユーザーにより投稿された幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアに対する、「リプライ」や「リツイート」、「コメント」等について一切の責任を負わない。
- (3) 幸手市学校教育課は、幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアに関連して、利用者又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。

10 著作権について

幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は幸手市学校教育課又は原著作者に帰属するものとし、法令等に定めがある場合を除き、無断で複製・転用できないものとする。

また、幸手市学校教育課公式ソーシャルメディアの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、幸手市学校教育課に無断で転載等を行うことはできず、引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

附則

この運用方針は、令和4年7月1日から適用する。